

岐阜県国民健康保険運営方針の改定について（概要）

○運営方針の概要

- ・国民健康保険運営方針は、国民健康保険法第82条の2の規定に基づき、国民健康保険の安定的な財政運営と効率的な事務運営の推進に向けて、県と市町村が共通認識のもとで取り組むための統一的な方針として定めるもの
- ・現行の運営方針の対象期間（令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）が今年度末で終期を迎えるため、今年度改定作業を行い、次期方針（令和6年4月1日から令和12年3月31日まで）を策定

○対象期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

○主な記載事項

構 成	記 載 内 容
市町村における保険料（税）の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項	○標準的な保険料(税)の算定方法 ○納付金の算定方法(医療費水準の反映方法、配分方式(応能・応益割合等)) ○将来的な保険料水準の統一化 等
医療費の適正化の取組に関する事項	○特定健康診査等の実施率の向上、後発医薬品の使用促進、糖尿病等の重症化予防の取組の推進 等
市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項	○市町村が担う事務の標準化、共同化に向けた取組 等

○改定の主な内容

- ①市町村における保険料水準の平準化に関する事項
 - ・将来的な保険料水準の統一に向けた手順及びスケジュールの具体化
- ②その他
 - ・「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」及び「保険料水準統一加速化プラン」等を踏まえた見直し